

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

における財政指標について

第1 はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「地方公共団体健全化法」という。）は、平成20年4月から一部施行され、平成21年4月から本格施行される。この法律では、地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされている。

特に連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく公営企業など地方公共団体の全会計を表す指標であり、また、将来負担比率は公社、第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標であり、これまでにないまったく新しい指標である。

これらの指標が一定程度悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、外部監査を求めるなどの義務付けがなされることとなった。

第2 地方公共団体健全化法上の財政指標の概要

地方公共団体健全化法が平成20年4月に一部施行されたことにより、各地方公共団体は、平成20年秋には、平成19年度の決算に基づき、地方公共団体健全化法上の財政指標の数値を公表しなければならない。地方公共団体健全化法における各財政指標の概要を整理すると以下のとおりである。

第3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

① 定義

【一般会計等（※）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

（※） 一般会計及び特別会計のうち、以下の特別会計を除いた会計を算定の対象としている。

- ・ 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）に係る特別会計
水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業、このほか地方公共団体が条例で地方公営事業法の全部又は一部を任意で適用する事業
- ・ 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のもの（法非適用企業）に係る特別会計
交通事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業を除く）、簡易水道事業、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木上及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る）、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業等
- ・ 地方公共団体財政健全化法施行令及び省令で定める特別会計
国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院に関する事業及び有料道路事業

＜式＞

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額：繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）

② 早期健全化基準及び財政再生基準

- ・ 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村（※）2.5%～10%、都道府県2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、道府県は3.75%とされた。

（※）特別区を含む。各指標同じ。

- ・財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、道府県は5%とされた。

③ 意義

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則であるが、赤字がやむを得ず発生した場合には、繰上充用を行うことで、実質上、翌年度に繰り越され、翌年度に解消できない場合は、さらに累積していくこととなる。

仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものである。

(2) 連結実質赤字比率

① 定義

【全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率】

〈式〉

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該
超える額

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別
会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合
計
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質
黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合
計額

② 早期健全化基準及び財政再生基準

- 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における
経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.2
5~20%、道府県については8.75%とされた。
- 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に上記と同様の観点から10%
加算し、市町村は30%、道府県は15%とされた。
(※) 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、
財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基
準（市町村の場合、平成20年度及び21年度決算に基づく比率は40%、平
成22年度決算に基づく比率は35%とすること）が設けられた。

③ 意義

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源
としている一般会計などの会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源と
して事業を実施する会計（公営事業会計）があり、公営企業会計等の経営状況が一
般会計等に与える影響を捉える必要がある。このため、すべての会計の赤字・黒字
の要素を合算し、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を
把握するものである。

(3) 実質公債費比率

① 定義

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率】

（※） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。（公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。）

<式>

$$\text{実質公債比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ [\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}] \text{に} \\ \text{係る基準財政需要額} }{ (\text{3カ年平均}) \text{ 基準財政規模 } - \\ [\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財} \\ \text{政需要額}] }$$

○ 準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こし地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ホ　一時借入金の利子

② 早期健全化基準及び財政再生基準

- ・ 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とされた。
- ・ 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とされた。

③ 意義

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※）で除したものの3カ年間の平均値である。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、一度こうした経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要である。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性が高まるものである。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

(公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。)

(4) 将来負担比率

① 定義

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率】

（※） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

（公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。）

<式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \boxed{\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}}{\text{標準財政規模} - \boxed{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}}$$

○ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

② 早期健全化基準及び財政再生基準

- ・ 実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とされた。

③ 意義

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※）で除したものである。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の三つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標（実質赤字比率や連結実質赤字比率は過去から累積された赤字を含むもの）であるが、これだけでは、地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られない。

このため、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、例えば、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものである。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率・実質公債費比率の三つの指標のみならず、将来負担比率を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となるものである。

（※） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

（公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。）